

平成21年西東京市教育委員会第3回臨時会会議録

- 1 日 時 平成21年7月14日(火)
開会 午後4時11分 閉会 午後4時54分
- 2 場 所 エコプラザ西東京 多目的スペース
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格
委員長職務代理者 沼 本 禧 一
委 員 宮 田 清 蔵
委 員 角 田 富美子
委 員 森 本 寛 子
教 育 長 野 崎 芳 昭
- 5 欠席委員 なし
- 6 出席職員 教 育 部 長 高 根 和 孝
教育部特命担当部長 二 谷 保 夫
教育部副参与兼教育企画課長 櫻 井 勉
学校運営課長 山 本 一 彦
教育部副参与兼教育指導課長 前 島 正 明
教育相談担当課長 南 里 由美子
統 括 指 導 主 事 石 井 卓 之
教育部参与兼社会教育課長 波 方 幹 徳
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 飯 島 伸 一
公 民 館 長 相 原 昇
教育部参与兼図書館長 小 池 博
教育部主幹(図書館) 奈 良 登喜江
- 7 事務局 教育企画課企画調整係長 清 水 達 美
教育企画課企画調整係 相 澤 潤 子
- 8 傍聴人 2人

平成21年西東京市教育委員会第3回臨時会議事日程

日 時 平成21年7月14日(火) 午後4時00分から

会 場 エコプラザ西東京 多目的スペース

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第36号 西東京市教育委員会職員の人事についての専決処分について
- 第3 請願第1号 扶桑社版中学校歴史ならびに公民教科書、および自由社版中学校歴史教科書を採択しないことを求める陳情
- 第4 請願第2号 子供たちに最高の歴史教科書を提供のお願い
- 第5 協議事項 文化・スポーツ行政の推進体制について
- 第6 報告事項 第2回市議会定例会報告
- 第7 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成 2 1 年第 3 回臨時会
(7 月 1 4 日)

午後 4 時 1 1 分 開 会

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成 2 1 年西東京市教育委員会第 3 回臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

会議の前に、本日の議事日程についてお諮りしたいと思います。日程第 3 請願第 1 号 扶桑社版中学校歴史ならびに公民教科書、および自由社版中学校歴史教科書を採択しないことを求める陳情、及び日程第 4 請願第 2 号 子供たちに最高の歴史教科書を提供のお願い、はどちらも教科書採択に関する請願でございますので、一括して審議したいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

竹尾委員長 異議なしと認めます。

竹尾委員長 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。本日は角田委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第 2 議案第 3 6 号 西東京市教育委員会職員の人事についての専決処分について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野崎教育長 それでは、提案理由を申し上げます。

議案第 3 6 号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、の提案理由を御説明申し上げます。

平成 2 1 年 7 月 1 日の人事異動に伴う教育委員会の職員の人事について、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、教育委員会事務委任規則第 5 条の規定により、専決処分をしたため、同規則第 6 条の規定により、報告を行うものでございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

竹尾委員長 提案理由の説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

人事に関する案件でございますので、討論を省略いたします。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第 3 6 号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第 3 請願第 1 号 扶桑社版中学校歴史ならびに公民教科書、および自由社版中学校歴史教科書を採択しないことを求める陳情、及び日程第 4 請願第 2 号 子供たちに最高の歴史教科書を提供のお願い、を一括議題といたします。事務局から補足説明はありますか。

石井統括指導主事 それでは、今現在の教科書採択の進行状況について、私のほうから御説明を申し上げます。

まず、調査部会。これは、採択資料作成委員会の校長または副校長1名から成るもの、それから各校長から推薦されました副校長、主幹教諭、主任教諭または教諭、九つの中学校がございますから9名、このそれぞれが各教科の部会を編成いたしまして、調査研究をいたしまして、報告書を提出いたしました。その報告書をもとに、採択資料作成委員会、これは中学校の校長または副校長9名、生徒の保護者2名、市民2名というもので作成をされているものでございますが、ここはそれをもとに、教育委員会にお出しします報告書をほぼ完成させておりまして、今現在、精査に入っているところでございます。教育委員の皆様には、調査部会の報告書及び教科用図書をお手元へお渡ししてございます。ただいま調査研究を進めていただいているところでございますが、今後、採択資料作成委員会の報告書ができ上がり次第、さらにお渡しして調査研究を進めていただいて、7月28日の採択に進むという形になります。

以上でございます。

竹尾委員長 事務局からの説明が終わりました。質疑を受けます。

森本委員 私も、今回初めて教育委員になりました。現在、すべての教科書について調査させていただいて、報告書も読ませていただいて、調査中でございます。精査していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

沼本委員 私も、今の森本さんと同じように教科書を送っていただきまして、私なりに調査研究といえますか、読ませていただきまして、まだ継続中ということでございます。

角田委員 私も先日、教科書を見せていただきながらこの請願書も読ませていただきました。そこで、教科書検定に対して適切と判断された教科書ですよね、両方とも。そうしますと、私なりに歴史は事実または真実であることが第1条件だと思いますし、二つ目には公正に判断することであり、さまざまな資料を活用しなければならないと思いますし、多面的・多角的に考察することが大切だと思いますので、どっちがいいというのを今すぐ判断するというのは非常に困難な状況だと思います。したがって、もうしばらく検討させていただきたいと思えます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

ただいまの発言につきまして、事務局のほうから御意見ございますか。

ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

請願第1号 扶桑社版中学校歴史ならびに公民教科書、および自由社版中学校歴史教科書を採択しないことを求める陳情、及び請願第2号 子供たちに最高の歴史教科書を提供のお願い、につきまして継続審査といたしたいと思えますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

竹尾委員長 異議なしと認めまして、請願第1号及び請願第2号は継続審査といたしたいと思えます。さよう決定いたします。

竹尾委員長 日程第5 協議事項 文化・スポーツ行政の推進体制について、を議題といたします。

なお、本協議事項につきましては前回からの継続協議となっており、事務局で整理の上、再度協議することといたしておりましたので、本日、事務局から資料が提出されております。事務局からの説明を求めます。

櫻井教育企画課長 それでは、御説明させていただきます。恐れ入りますが、協議事項 文化・スポーツ行政の推進体制について、の資料を御覧ください。

本日の資料は、6月24日に開催されました西東京市教育委員会定例会におきまして市長から教育委員会に意見を求められておりましたが、事務局におきまして整理させていただいたものでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりください。

こちらのほうでございしますが、文化・スポーツ行政の推進体制等についてでございます。市長からは2点、意見を前回求められております。

1点目が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2に基づき、文化（文化財保護を除く。）及びスポーツ（学校における体育に関するものを除く。）に関する事務を市長が執行、管理することについて、でございます。

2点目が、スポーツに関する施設及び審議会等を市長が所管することについて、でございます。

資料の中段部分の1及び2がこれに対します意見でございます。

まず、1でございますけれども、文化（文化財保護を除く。）及びスポーツ（学校における体育に関するものを除く。）に関する事務については、より一体的な組織体制のもと振興施策や事業に取り組むことが重要であることに鑑み、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2に基づき、市長が所管することが適当と考えます、としております。

なお、生涯学習の総合調整機能、市立小学校を拠点とする地域生涯学習事業、公民館・図書館の社会教育事業については、引き続き教育委員会で所管することが適当であると考えます、としております。

続きまして、2でございますが、1と同様に、スポーツに関する施設及び審議会等を市長が所管することについても適当であると考えます、としております。

最後に、3でございますけれども、文化・スポーツに関する事務の市長への移管に伴い、教育委員会事務局等の組織体制を見直す必要がございますので、地方自治法第180条の4及び同法施行令第132条の規定により、あわせて協議をさせていただくものでございます。

続きまして、1枚おめくりください。

こちらは、西東京市教育委員会の組織のあり方についてでございます。項目といたしましては、四つの項目で構成されております。

項目の1といたしまして、教育委員会における組織体制の見直しの背景と必要性について。

項目の2といたしまして、文化・スポーツ行政のあり方について。

次のページを御覧ください。

項目の3といたしまして、教育委員会の組織体制見直しに関する基本的考え方について。

項目の4といたしまして、組織体制の主な見直し案について記載してございます。項目の4は、次のページのところでございます。

それでは初めに、申しわけありませんが、1ページのところにお戻りいただきまして、1ページ目の項目の1でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、文化・スポーツに関する事務を市長が管理・執行することができるようになったことについて、施策事業のより効率的な運営、地域社会の活性化や福祉の向上に寄与することから、教育委員会としては、市長部局と連携しながら文化・スポーツ行政を推進することが望ましいとしております。

また、教育計画の策定に伴い、教育委員会の組織を強化する必要があることを記載しております。

次に、項目の2でございますが、文化・スポーツ行政のあり方として、(1)から(3)の三つに分けて記載しております。

まず、(1)でございますが、西東京市の現状を文化とスポーツでそれぞれに記載しております。

2ページを御覧ください。

(2)では、文化・スポーツを教育の視点だけでなく、協働の視点でとらえたときの教育委員会としての考え方を記載しております。

(3)では、(1)、(2)を踏まえ、教育委員会から市長部局へ移管できる事業について記載しております。

文化につきましては市民文化祭及び成人式、スポーツにつきましては学校開放関連を除くスポーツ行政全般が適当であるとしております。

次に、項目の3でございますが、教育委員会の組織体制の見直しに関する基本的考え方といたしまして、3点挙げております。

まず1点目が、西東京市後期基本計画、西東京市教育計画をはじめ、個別計画(生涯学習推進計画等)を推進するための組織体制とする、というものでございます。

2点目が、当面の重要行政課題を着実、効果的に推進するための組織体制とする、というものでございます。

3点目が、市長部局との連携による組織体制(市長部局へ移管する事務事業)とする、というものでございます。

最後に、3ページの項目の4でございますけれども、今まで御説明いたしました考え方を踏まえまして、教育委員会の組織体制の主な見直し案をお示ししております。公民館、図書館、菅平少年自然の家につきましては、現状のとおりでございます。その他の課につきましては、スポーツ振興課が市長部局へ移管され、それにかわりまして特別支援教育の総合的な推進を図るため、(仮称)教育支援課を新設する案となっております。

なお、係につきましては、今後教育部内での調整及び市長部局との調整により若干の見直しはあるかと考えております。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

角田委員 教育支援課がきちんとできたというのは、本当にいいことだなと思いました。今は特に大切なことだと思いますので。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

沼本委員 この考え方というのはもう数年前から言われていますし、そして都のほうも、事務局のほうも大体こういう形になってきているんじゃないのかなというようなことで、私は非常にいい推進体制ができているなというふうに思っています。

それで、教育委員会のほうのことにつきましては、2ページのところで、特に組織体制見直しに関する基本的考え方の中で、(2)のところで、当面の重要行政課題を着実にと書いてありますが、当面の重要行政課題は当然でありまして、やはり将来を見通したあり方ということについてもやっていくことがこれから大事なのではないかなというふうに思っています。基本的には非常によくできているのではないかなと思います。

それからもう一つは、せっかくこういうふうな組織体制ができたところでは特に特別支援を含めて義務教育に専念できると思うんですね。そういう面で、今まで以上にそういった課題に対して積極的に対応するような組織体制をつくってもらいたいと思います。

竹尾委員長 ただいまの沼本委員の御発言について、事務局のほうから何か御発言がございますか。

櫻井教育企画課長 今、沼本委員の御指摘がございましたように、将来を見通したということも大変大切な視点かと思っております。当面という表現を今回させていただいた一つの理由といたしまして、まず中学校給食の完全給食ですね、こちらの課題とか、それから学校の施設の適正規模・適正配置の問題、それから、先ほどお話がありましたように、特別支援教育の問題とか、このあたりにつきましては、やはりまず直近の大きな課題だというふうに認識しておりまして、まずこのあたりの課題をきちんと検討できる組織をつくっていきたいということで、今回この基本的考え方の中に入れてさせていただいたものでございます。今、委員の御指摘のことも踏まえまして、長期的なところも今後も考えながら組織のほうを考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

角田委員 この教育相談センターというのは、教育相談係ということになるのでしょうか。こちらに移行していくということですか。その辺をお願いします。

櫻井教育企画課長 今、委員の御指摘のとおりでございます。教育相談センターを教育相談係という形で、係の体制にさせていただいております。

それで、今、教育相談センターにつきましては、現組織では、教育指導課のところに教育相談センターと教育情報センターが入っております。こちらのほうで教育相談センターにつきましては、右側の新組織の中では(仮称)教育相談係という形で、こちらのほうで係という形に位置づけさせていただいております。課が変わるような形になっております。

それから、教育情報センターにつきましては、これは教育指導課の中にそのまま入る形でございますが、係という形で(仮称)教育情報係という形にさせていただいております。

このあたりは係という形で、きちんと係に位置づけまして、その中で責任を持って事務を進めるといような体制を考える中で、表現のほうを係という形にさせていただいております。

角田委員 以前に教育相談課というものがあったと思うんですが、それが係になるというの

は、組織的になぜこうなるんですかね。ちょっとその辺を教えていただきたい。課が係になってというのがちょっと理解に苦しんでおります。今、すごく大変じゃないですか、教育相談というのは。大きな仕事ですよ。その辺の考え方、教育指導課が二つに分かれてという……。すみません、お願いします。

高根教育部長 まず、もともとセンターというのが教育委員会には二つございましたけれども、このセンターの位置づけは組織的には係の位置づけでございました。一方、市長部局には子ども家庭支援センターというものもございますけれども、こちらは課の位置づけでございました。それで、多少混乱いたしますので、まず係という形に名称を変えさせていただいたというのが形式的な部分でございます。

それから、今、委員が御指摘のように、19年の7月の組織改正までは教育相談課という課を設けてございました。それを前回、センターという形にしまして係に落とししましたが、担当課長を置くという形をとっておりました。今回の見直しで、あえて教育相談係とさせていただきますしたのは、特別支援教育と教育相談センターが、非常に関係が深くございますので、教育相談としては係という位置づけなんですけれども、逆に教育支援としてより充実をしようという意図から、あえてこのような形にして、逆に言いますと課を復活させたいな、そのような形にさせていただきました。

竹尾委員長 私から一つ。この現組織の教育相談センターというのは、教育指導課の中の一つの組織の中の構成だと。普通、相談センターというと独立したそういう印象を受けますよね。今でも教育相談センターというのは指導課の中にそういうものがあるんですか。

高根教育部長 はい。

竹尾委員長 そういうことだったんですか。そうすると、指導課のラインなら係というほうがはっきりはするわね。センターというと独立して、どこかにちゃんとオフィスもあって、そこに行くといろいろできるというものをイメージしますよね。わかりました。教育支援課という仮称だけれど、そういうのがちゃんとできるから、ラインとしてきちんと位置づけたということだと思いますがね。こんなところでよろしいですか。

ほかに何かございますか。

沼本委員 先ほど課長さんが、当面の重要行政課題について説明いただいたんですけれども、私が先ほど言いました将来を見通してというのは、例えば、ある区では、これからの学校と環境との関係で学校の森というんですか、一つの学校で一つの森をつくるというふうな、それがエコにつながっていくようになると思うんですけれども、そういうふうに例えば学校のいろんな機能を、これは今言ったような環境との関係だとか、それからその地域との連携とか、そういうふうなものが今までより以上に将来にわたって、将来を見通した、そういうものの学校の機能というものを考えながら組織体制を整えるということが大事なんじゃないかなというふうに思っております。

竹尾委員長 回答というか、事務局のほうのお考えはありますか。

前島教育指導課長 今回、教職員指導係を教職員係と指導係に変えたのも、教職員の人事やサービスについて、それから福利厚生については教職員係が中心にやっていましたが、今回、指導係を改めて一つ、ラインをつくったということによって、今の沼本委員がおっしゃられた、

そういった学校の指導の部分で将来に向かって機能を充実させていくという意味合いがございますので、指導について、例えば地域の人材を生かしたりするという部分については指導係が中心にやっていくというふうを考えているところでございます。

以上です。

沼本委員 私自身も考えがまとまっていないんですけども、教育支援課の中に不登校の問題がありますよね。そういうものもこの中に関連づけられるわけですね。それから学校適応教室もこの中に入っていくということですか。もう一つは、Nicomoなんかもここに入ってくるわけですか。 わかりました。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

この件につきましては、次回の委員会でまた継続審議をしたいと思いますが、いかがでございますか。 御異議がなければ、さように決定したいと思います。次回の委員会で改めて協議をいたしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

竹尾委員長 日程第6 報告事項、を議題といたします。

高根教育部長 それでは、私から市議会第2回定例会に関しまして、簡単に御報告をいたします。

市議会の第2回定例会は、6月5日から6月23日まで開催されました。教育委員会関係では、条例、請願・陳情はございませんでしたが、補正予算としまして、新型インフルエンザの秋口以降の流行に備え、ふたつきごみ箱、塩素系洗剤、簡易式防護服等の感染拡大防止用品を購入するため、130万5,000円を計上し、可決いただいたところでございます。

一般質問では、23名の議員から質問が寄せられました。詳しい内容につきましては、お手元の資料を御覧いただければと思いますが、内容といたしまして、新型インフルエンザへの対応、学校評価関係、新学習指導要領への移行、所得格差と教育格差について、特別支援教育、安全教育、不登校対策、中学校給食、スクール・ニューディール構想への取り組み、スポーツ施設整備等、多岐にわたっております。主なものを御報告いたします。

新型インフルエンザに関しましては、臨時休業時の対応や修学旅行の延期に伴う対応等について質問があり、臨時休業に備え、各校においてあらかじめ1週間分の自宅学習用の教材等を準備するようにしていること、修学旅行の延期に伴う追加の保護者負担が生じないよう調整していること等の答弁をいたしました。保護者の所得の差によって子どもが受けられる教育の質や量に差が生じているという、いわゆる教育格差への対応を問う質問に関しましては、今年度から奨学資金制度を拡充した旨、答弁をしております。文部科学省が推進しておりますスクール・ニューディール構想への取り組みに関する質問に関しましては、太陽光パネルの設置を検討していること、地上デジタルテレビへの対応を今年度から3年計画で実施すること等の答弁をいたしております。

その他につきましては、後ほどお手元の資料を御参照願います。

以上、簡単ではございますが、御報告とさせていただきます。

竹尾委員長 報告が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長 日程第7 その他、を議題といたします。

教育委員会全般についての質疑を受けます。

沼本委員 この間、学校訪問に行きましたときに私のほうからその学校に質問したんです。

一つは、今の不況で親のほうが首を切られたりというようなことで、生活困窮者がふえているのではないかというふうなことを校長先生に聞きましたら、実はそうなんだと。それで、今まで例えば修学旅行も積み立てて行くらしいんですが、2年生まではちゃんとやっていたんだけど、今年になってから未納が続いているという、そういうふうな意見もいただいたんですけども、教育委員会事務局としてはそういうことについては実態を把握しているでしょうか。また、それに対して何か考えていることがあるかどうかお聞きしたいんですが。

竹尾委員長 どなたか。

櫻井教育企画課長 実態といいますか、教育企画課のほうでは就学支援ということで、一定の条件の方に対して、学習教材とか修学旅行のお金とか、そういったものを含めまして就学の支援のほうはさせていただいております。確かに今こういった厳しい状況になっておりますので、そういう意味では従来よりそのあたりの対象者の方も多少増加にあるということはあるかとは思いますが。ただ、全体のボーダーラインの方といいますか、所得のところできりぎりの方について、そこでのやっぱり所得での制限が当然ございますので、そこに至らない方につきましては厳しい状況ではあるのかなというふうには思っております。

竹尾委員長 よろしいでしょうか。具体的に今、沼本委員の質問にありました支援を何か考えているかということについてはどうですか。

高根教育部長 今、課長のほうから御説明いたしました就学支援の関係でございますけれども、今年度は教育委員会として1億5,000万円ほど予算を組ませていただいて、いわゆる生活保護だけではなくて、生活保護に準ずるといふ所得が少し少ない方ですね、そちらの方々に対する支援等を行っております。今もございましたように、この申請が、窓口にいらっしゃる方がふえているというような感触を受けております。また、先ほども若干答弁させていただきましたが、今年度から奨学資金につきまして、拡充の方向で見直しを行いまして、対象者をふやしまして、また額もふやしております。一応そのようなことを行っております。

また、今回、修学旅行を新型インフルエンザの関係で延期した学校がございますけれども、新型インフルエンザという特殊な事情だけではなくて、この経済状況もございますので、追加の保護者負担が生じないよう、教育委員会としてその辺の手当てをするような措置をとっております。

以上でございます。

竹尾委員長 よろしゅうございますか。

角田委員 本年度、学習指導要領の改訂で授業時数が何時間かふえていると聞きますけど、他市では1日7時間もやらなければならないというところがあると聞いたんですけど、本市ではどうなんですか。そしてまた、夏休み等も授業をしなければ追いつかないというのをちょっと聞きましたけれども、本市の状況を教えてください。

石井統括指導主事 多分、7時間を実施するというのは、授業時数を標準授業時数以上に確保する形になる場合には必要となりますが、原則、標準授業時数は、今は移行期でありますから徐々にふえてまいります、特に小学校については今年、低学年ですので、5時間目がふえるということで対応しております。また、いろいろな授業の工夫をしたり、指導計画を工夫したり、あと会議の精選はかなりやり切っておりますが、とにかく学校で努力をされて児童・生徒の負担にならないような形での実施を進めております。

以上でございます。

角田委員 7時間やっているところはないということですね。

石井統括指導主事 はい、ございません。

角田委員 わかりました。

森本委員 質問ですが、今年度からの特別支援教育のほうで巡回指導員と特別指導補助員が回るようになっていきますけど、現状では何名ぐらいの方が入られているのかということをお伺いしたいのと、その指導補助員の方と続いています介助員の方、その方々の役割分担みたいなものはどういう形でなされているのかということをお尋ねしたいんですが。

前島教育指導課長 それでは、巡回指導員と指導補助員について、まず人数についてでございますが、巡回指導員につきましては、今、市内19校の小学校を3つの地区に分けて3名の方が全校を回って、2巡目に入っているところでございます。また、指導補助員につきましては、基本として全校に配置できる予算をとっているんですが、まだどういう形で入れていったらいいかということで、とりあえず夏休み前の非常に短い期間なんですけど、4日間、3校に今、3人の方を派遣して、どのように学校で活用していったらいいか、試験的にいろいろやっていただいているところでございます。それが巡回指導員と指導補助員の配置状況でございます。

また、指導補助員と介助員との違いでございますが、介助員につきましては、市長のマニフェストの中で通常の学級に通う親の介助が必要なお子さんについて、その半分を市として面倒を見ていくということでできた制度でございます。

指導補助員につきましては、それとは全く別でございます、通常の学級に在籍している発達障害のあるお子さんに対して、学級担任を支援して、さまざまな特別な教育支援を行う制度でございます。ですから、根本的に配置の考え方が違うということでございます。

森本委員 そうしますと、今、一応の介助員で入っているのは、いわゆる本物の障害というか、どっちかというとなり身体的な障害の方というようなとらえ方でよろしいのでしょうか。

前島教育指導課長 そのとおりでございます。障害のあるお子さんの親御さんというんですか、保護者の方の強い希望で通常の学級に通う場合など、身体の障害だけではなく、知的な障害の部分も含まれますが、そういった障害のあるお子さんが通常の学級に通う場合、親の介助が必要となります。そういった場合にその半分を市としてお手伝いをするというのが介助員の制度でございます。

竹尾委員長 よろしゅうございますか。 ほかにありますか。

森本委員 指導補助員は、じゃあ今は決まった学校3校にその方たちは張りつきで、その方が幾つか回られるということではなく、最終的には各校に1人ずつ配置という希望のもと、

現在は決まった3校に行かれているということでよろしいのでしょうか。

前島教育指導課長 各学校で特別な支援の必要な発達障害のあるお子さんというのは状況が若干違いますので、それを巡回指導員が、各学校の様子を学級に入って調査して把握しているところでございます。それに基づいてこの配置の方針を決めてまいりたいというふうに考えているところでございます。今現在、3校に配置しておりますが、その方がその学校に赴任するかどうかというのは、今後の状況とか活用の方法等によって若干変わりますので、その方がそのまま今年度ずっと配置をされるということではないと。そういう可能性もありますが、今のところは固定して考えているところではございませんので、また決まりましたところで御報告させていただきたいと思っております。

竹尾委員長 ほかにございますか。

沼本委員 授業時数のことで、角田委員の関連なんですけれども、時期はちょっと忘れたんですが、2月か3月の多摩の教育委員会の連合の常任理事会で、私も常任理事になっているんですけれども、そのときの席上で、授業時数を確保するというところで、開校記念日と都民の日、これを教育課程の中でどういう位置づけをするかというようなことで、多摩全市の教育委員会に調査をするというふうになっていたと思うんですけれども、本市では開校記念日及び都民の日は授業時数の中でどんなふうに扱っているんですか。

前島教育指導課長 通常、開校記念日と都民の日については、学校で休業日としている場合もございますが、それについては各学校の判断でやっておりますので、今年度授業時数を確保するために休業日としないで通常の授業を行っている学校もございます。

沼本委員 各学校に任せているわけですね、もちろん。実態はどうなんですか。本市では開校記念日及び都民の日に実際に授業をやっている学校もあるわけですか。

前島教育指導課長 今、具体的に何校ということはちょっと手元に資料がございませんので、また後ほど御報告させていただきたいと思っておりますが、実際に本市の小中学校の中でそういう都民の日、開校記念日に授業をやっている学校はございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で日程第7 その他、を終わりいたします。

以上をもちまして平成21年西東京市教育委員会第3回臨時会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後4時54分閉会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署名委員